

不妊治療を受けられる方へ

井原市不妊治療費助成事業

井原市では、保険適用の生殖補助治療費の自己負担の一部を助成します。

【対象者】 以下の 3 つの全てに該当する夫婦

- ①夫婦（事実婚関係にある者を含む）の少なくとも一方が、井原市に住所を有すること
- ②医療機関で、保険が適用される生殖補助医療（男性不妊を含む体外受精、顕微授精）を行うための治療計画の作成を受けていること
- ③夫婦及び同一世帯の者が市税等の滞納がないこと

*治療計画の作成日が令和 7 年 4 月 1 日以降の治療が対象です。

*当該治療について、井原市又は他の市町村から助成を受けていない治療費が対象です。

【助成額】

保険適用の生殖補助医療費の自己負担額の 1/2（上限 10 万円）

*先進医療は除きます。

*夫婦ともに治療を行った場合は、夫婦の治療費の合計額で算定します。

【提出書類】 以下の書類を健康医療課（井原保健センター内）へ提出してください。

- ① 井原市不妊治療費助成事業交付申請書
- ② 井原市不妊治療費助成事業受診証明書（医療機関で記入してもらってください）
- ③ 医療機関が発行する医療費の領収書（原本）
- ④ （井原市以外に住民登録がある場合）住所地のある市町村で発行した市税等の滞納がないことを証明する書類
- ⑤ 夫婦であることを証明する書類（裏面の表を参考にしてください）
- ⑥ 高額医療費又は付加（附加）給付の支給を受ける場合は、それらの支給額が確認できる書類

*治療費を支払った同じ年度内に申請してください。

*提出書類を確認し、不明な点がある場合、追加で書類の提出をお願いする場合があります。



申請内容を審査し、助成を決定したときは、口座振込により支給します。

《お問い合わせ・書類提出先》

井原市健康医療課（井原保健センター内）
住 所：井原市上出部町 658 番地 2
電 話：(0866) 62-8224

【夫婦ともに井原市に住所を有する者】

	区分		必要な証明書類
法律上の夫婦	夫婦ともに日本国籍	同一世帯	なし
		別世帯	・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
	夫婦のどちらかが外国籍	同一世帯	なし
		別世帯	・日本国籍を有する者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
	夫婦ともに外国籍	同一世帯	なし
			・夫婦のどちらかが世帯主 夫婦ともに世帯主でない
		別世帯	・婚姻事項がわかる証明書
事実婚関係にある者	同一世帯	夫婦のどちらかが世帯主	・両人の住民票の写し（続柄を記載のもの） ・両人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・事実婚関係にあることの申立書（様式第2号）
		夫婦ともに世帯主でない	・両人の住民票の写し（戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの） ・両人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・事実婚関係にあることの申立書（様式第2号）
	別世帯		・両人の住民票の写し（戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの） ・両人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・事実婚関係にあることの申立書（様式第2号）

【夫婦のいずれが市内に住所を有する者（別世帯）】

	区分	必要な証明書類
法律上の夫婦	夫婦ともに日本国籍	・市外者の住民票の写し（戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの） ・戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
	夫婦のどちらかが日本国籍	・市外者の住民票の写し（戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの） ・日本国籍を有する者の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本）
	夫婦ともに外国籍	・市外者の住民票の写し（戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの） ・婚姻事項がわかる証明書
事実婚関係にある者		・両人の住民票の写し（戸籍の筆頭者及び続柄を記載のもの） ・両人の戸籍全部事項証明書（戸籍謄本） ・事実婚関係にあることの申立書（様式第2号）